

米軍北部訓練場のオスプレイヘリパッド建設工事の強行に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年八月一日

参議院議長伊達忠一殿

福島みづほ



## 米軍北部訓練場のオス・プレイヘリパッド建設工事の強行に関する質問主意書

沖縄県議会は本年七月二十一日付けで「米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書」をまとめ、「県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、政府が米軍北部訓練場ヘリパッド建設を強行に進めることに對し嚴重に抗議するとともに、建設を直ちに中止するよう強く要請する」とし、政府に提出した。

既に沖縄県内の民意は示されているが、国策が地方自治を侵害している状況に強く懸念を示しつつ、以下、質問する。

一　日本政府は北部訓練場へのオス・プレイヘリパッドの建設を米国政府からいつ要請されたのか明らかにされたい。その際、米国政府からの要請文書があれば示されたい。また、日本政府は建設をいつ決定したのか明らかにされたい。なお、少なくとも「参議院議員糸数慶子君提出米軍北部訓練場のヘリパッド移設工事に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一七七第六七号）には「将来において沖縄にMV二二が配備される可能性があることは認識しているが、現時点では、米国政府から我が国政府に対し、MV二二を沖縄に配備するという正式な通報は行われておらず、MV二二の沖縄への配備が確定しているわけではないと承知している」と記されている。

二 那覇防衛施設局が一〇〇七年二月に作成した「北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）に係る環境影響評価図書」では、CH53ヘリを使用機種としており、沖縄県が県知事意見で北部訓練場を将来使用する航空機の機種変更の有無を質問したのに対し、国側は「使用機種の変更はないものと理解している」と回答していたことが報道で明らかとなつた。実際には、オスプレイが北部訓練場への飛来を繰り返しており、住民生活に大きな影響を与えていた。このような状況に鑑み、環境影響評価をやり直すべきではないか、政府の見解を示されたい。

三 本年七月十一日早朝にオスプレイヘリパッド建設工事を再開した理由を示されたい。なぜこの日になつたのか、誰が決定したのかについても併せて示されたい。

四 本年七月二十二日、沖縄防衛局は「N1地区」と言われる地点で、沖縄県の管理する県道の上に設置されていたテントや内部の物品などを強制撤去し、名護防衛事務所に持ち去つた。そのような権限は沖縄防衛局にはないにもかかわらず、テント等を撤去し、名護防衛事務所において保管している法的根拠は何か、明らかにされたい。

五 電源開発株式会社の「沖縄やんばる揚水発電所」は国の補助事業により建設した施設を同社が国から払

い下げを受け、国・米軍・同社の三者で相互利用していたが、本年七月二十二日に突然「関係者以外通行禁止」の貼り紙が掲示され、同発電所へ至る道路の通行が制限された。この通行制限は何を理由にしたものが、明らかにされたい。また、沖縄防衛局は同発電所の施設管理権を得ているのか、得てないとしたらいつ得たのか、明らかにされたい。

六 前記沖縄県議会の「米軍北部訓練場ヘリパッド建設に関する意見書」は、先行提供されたN4地区の二力所のヘリパッドでは、オスプレイの離着陸訓練が急増し、「オスプレイは昼夜を問わず民間地域の上空を低空飛行し、住民は身体的にも精神的にも限界を超えた騒音・低周波を浴び続け、学校を欠席する児童もいる」と指摘している。地域住民の居住環境の悪化について政府はどのような対応策を考えているのか、明らかにされたい。

右質問する。

